

富山県なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和六年能登半島地震」による災害により甚大な被害を受けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和六年能登半島地震」とは、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。

- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。
- 3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。
- 4 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、中堅企業（中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者。以下「中堅企業」という。）等をいう。
- 5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
 - (2) 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
 - (3) 次のいずれかに該当する事業者

- ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - イ 令和六年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- (4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており富山県知事が認めた事業者
 - (5) 令和六年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- 6 この要綱において「復興事業計画」とは、令和六年能登半島地震により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する計画をいう。
- 7 この要綱において「復興グループの構成員」とは、復興事業計画に記載された中小企業者等をいい、復興事業計画に記載された復興グループの構成員の施設又は設備を「特定施設等」という。

(交付の目的)

第3条 補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和六年能登半島地震による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であつて、令和六年能登半島地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であつて、知事が補助の対象としたものとする。
- 2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費又は施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。
 - 3 前2項における補助対象経費については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、別表2のとおりとする。

2 補助金の上限額は、1事業者あたり3億円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、消費税等仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(3) 特定の風俗営業事業者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は補助事業に要する経費の変更（軽微なものを除く。）をする場合には補助事業の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業の遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことが

できる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意しなければならない。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和6年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。

(1) 中小企業者にあつては、30パーセント以上。

(2) 中小企業者以外の事業者にあつては、40パーセント以上。

6 実績報告書には、前項で定める保険又は共済への加入を証明する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に規定する承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、

精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、概算払により補助金の支払を受けようとするときは、前2項の規定に関わらず、概算払申請書（様式第8号）及び概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、概算払の請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の一部について概算払をすることができるものとする。

（立入検査等）

第17条 知事は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は、補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (6) 補助事業者が、第14条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その取得財産管理台帳（様式第10

号) を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号に定める知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、規則第19条第1項第3号に定める知事が指定する財産は、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにその従物とする。

2 規則第19条第1項に定める財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年経済産業省告示第64号）別表の一の項に準じるものとする。

3 補助事業者は、処分を制限された前項の財産の処分を行うときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、取得財産等の残存価値額又は取得財産等を処分することにより得た収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表 1

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用

- ・上記の施設又は設備の復旧・整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費又は改良工事等に要する経費を加えることを妨げない。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業及び改良工事等に要する経費を加えた施設又は設備の復旧・整備等については、令和6年能登半島地震による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は共済金が、補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超える場合においては、補助事業者の自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金額から控除する。

別表 2

交付対象経費	交付対象者		補助率	上限額
別表 1 の経費	(1) 中小企業 者及び小規模 企業者	特定被災 事業者	定額補助（補助対象経費のうち 1億円まで） なお、補助対象経費が1億円を 超えるときは、補助対象経費から 1億円を控除した額に相当する額 については3/4以内	1事業者 当たり 3億円
		上記以外	補助対象経費の3/4以内	
	(2) 中堅企業	特定被災 事業者	定額補助（補助対象経費のうち 1億円まで） なお、補助対象経費が1億円を 超えるときは、補助対象経費から 1億円を控除した額に相当する額 については1/2以内	
		上記以外	補助対象経費の1/2以内	
	(1) 又は (2) 以外の者	特定被災 事業者	定額補助（補助対象経費のうち 1億円まで） なお、補助対象経費が1億円を 超えるときは、補助対象経費から 1億円を控除した額に相当する額 については3/4又は1/2以内	
		上記以外	補助対象経費の3/4又は1/2 以内	

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金交付申請書

令和 年度において富山県なりわい再建支援事業を下記により実施したいので、富山県なりわい再建支援補助金を交付されるよう富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 金 円
(2) 補助対象経費 金 円
(3) 補助金交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)
- 2 補助事業の目的及び概要
(別紙「補助事業計画書」のとおり)
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙「補助事業計画書」のとおり)
- 4 補助事業完了予定期日
令和 年 月 日

管理番号：「 」

様式第2号（第10条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）
（前回までの申請額 金 円）
- 2 変更の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
2 知事が必要と認める書類

管理番号： 「 」

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

管理番号：「 」

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金遅延等報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業について、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 補助対象経費
- 5 遅延又は困難な理由及び原因
- 6 今後の措置
- 7 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

管理番号：「 」

様式第5号（第13条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

(申請者)
住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業の
令和 年 月 日現在の遂行状況について、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第13条
の規定により下記のとおり報告します。

記

区 分	①補助事業に 要する経費	②補助対象経 費	③交付決定額		④自己負担額 (②-③)	完了予定 年月日
			決定額	実績額		
施設費	円	円	円	円	円	
設備費	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

管理番号：「 」

様式第6号（第14条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業について、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第14条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

管理番号：「 」

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

(申請者)
住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で額の確定の通知があった上記補助金について、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込口座

振 込 先		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	金融機関 コード(※1)			支店コード(※1)			
	店番(※2)		預 金 種 類	普通 <input type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>	納税準備 <input type="checkbox"/>	貯蓄 <input type="checkbox"/>
	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義						

- ※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
- ※2 振込先をゆうちょ銀行とする方は記載をお願いします。
- ※3 記入いただいた情報は本補助金に関する業務にのみ使用します。

管理番号： 「 」

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業について、富山県なりわい再建支援補助金を下記のとおり概算払くださるよう富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第16条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 補助金概算払申請額

（1）補助事業に要する経費	金	円
（2）補助金交付決定額	金	円
（3）概算払受領済額	金	円
（4）今回概算払申請額	金	円（千円未満切り捨て）
（5）残額	金	円

2 概算払を必要とする理由

添付書類

- 1 概算払請求書
- 2 支払証憑書類
- 3 知事が必要と認める書類

管理番号：「 」

富山県知事 新田 八朗 様

(申請者)
住 所
名称(氏名)
代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助金について、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 金 円
補助金概算払請求額 金 円

振込口座

振 込 先			銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所	
	金融機関 コード(※1)				支店コード(※1)				
	店番(※2)		預 金 種 類		普通 <input type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>	納税準備 <input type="checkbox"/>	貯蓄 <input type="checkbox"/>	
	口座番号								
	(フリガナ) 口座名義								

- ※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
- ※2 振込先をゆうちょ銀行とする方は記載をお願いします。
- ※3 記入いただいた情報は本補助金に関する業務にのみ使用します。

(様式第10号)

富山県なりわい再建支援補助金 取得財産等管理台帳

住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

No.	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. この台帳記載の対象となる取得財産等は、補助事業により取得し又は効用の増加した富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第19条第1項に定める財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 処分制限期間は、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第20条第1項に定める期間を記載すること。

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和 年度富山県なりわい再建支援補助金財産処分申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で額の確定の通知があった上記補助事業により取得した財産を処分したいので、富山県なりわい再建支援補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

（1）処分する財産名及び数量 ※取得財産管理台帳を添付すること

（2）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

管理番号： 「 」